Ⅰ.教育職員免許状の概要

(1)教育職員免許状とは

教員になるためには、教育職員免許状が必要です。この免許状は、都道府県教育委員会から授与されますが、 免許状の授与を受けるための教員養成は、大学等で行われており、免許状を取得するためには、大学等において学士(専修免許状であれば修士)の学位を基礎資格として得るとともに、文部科学大臣が認定した課程において所定の教科および教職に関する科目の単位を修得する必要があります。

(2)本学にて取得できる教育職員免許状の種類

教育職員免許法に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は下表のとおりです。

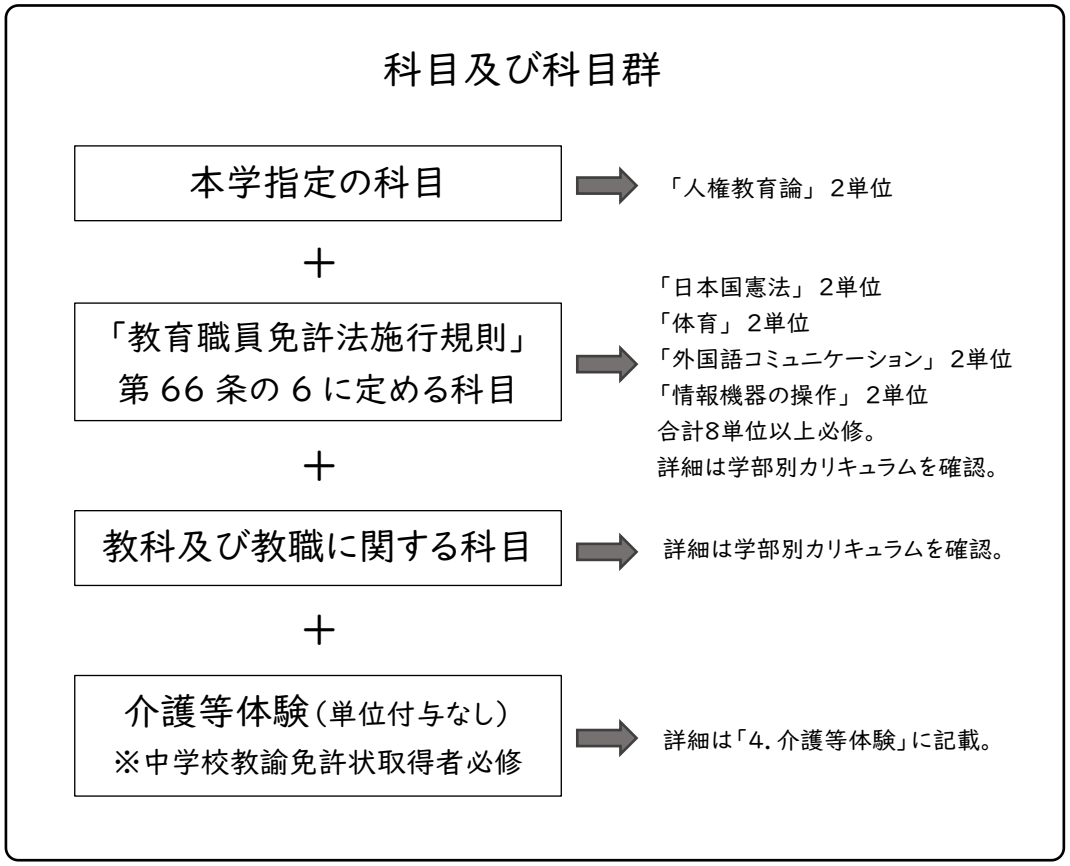
学部、科・専攻		免許状
美術学部	全ての科・専攻	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
美術研究科 修士課程	美術専攻 芸術学専攻 保存修復専攻	中学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(美術)
	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸)
	工芸専攻	中学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸)
音楽学部	全ての専攻	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
音楽研究科 修士課程	日本音楽研究専攻を除く全ての専攻	中学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(音楽)

※音楽学部音楽学専攻生は教職課程履修にあたっては、本学入学試験第二次試験において、音楽学専攻以外の専攻に課している試験科目(音楽通論、旋律聴音、和声聴音、新曲視唱、副科ピアノ演奏)程度の幅広い音楽的素養が必要となる。

2. 教職課程の履修

(1) 教員免許取得に必要な科目単位

本学で教員免許状を取得するには、1-(1)に記載の「基礎資格」(学位の取得)を卒業・修了時に充たすとともに、下記の図に示した科目群の単位を修得することが必要です。



(2) 教職課程の履修にあたっての注意事項

①教職課程の科目の卒業単位算入について

教員免許取得に必要な科目単位の中には卒業単位に算入されないものが複数あります。詳細については学部別カリキュラムを確認してください。

②教育実習と介護等体験の申し込みについて

教育実習および介護等体験は、いずれも実施の前年度に申し込みを行う必要があります。教職課程履修者として(1)に示した履修のための手続きを漏れなく行っていたとしても、教育実習や介護等体験の申し込み手続きを怠った場合は参加できませんので注意してください。

また、教育実習(中学校免許状3週間以上、高等学校免許状2週間以上)や介護等体験(7日間)に伴う大学の授業欠席は公欠とは認められません。このため、実習や体験をする年度は、授業の欠席日数の過多による単位不認定にならないよう十分に注意してください(この理由により、教育実習と介護等体験を同じ年度に実施することはできません)。

詳細は「3. 教育実習」、「4. 介護等体験」を確認してください。

③教職課程履修にかかる諸経費 [実績に基づいた参考額]

教育実習先や介護等体験先によって条件が異なりますが、大体下記の諸経費がかかります。全て自己負担となります。

ア．教育実習謝礼金　　… 0～18,000 円
イ．介護等体験費　　… 約 7,500～13,000 円
ウ．教育実習、介護等体験中の交通費（本学では実習定期（学割）の発行制度は設けておりません）
エ．はしかの抗体検査及び予防接種　… 約 5,000～12,000 円
オ．腸内細菌検査（介護等体験で求められた場合）　… 検査機関により異なる
カ．賠償責任保険（学研災）　… 1,340 円（学部5回生以上、修士3回生以上、科目等履修生のみ）
キ．教員免許状申請費用　… 1 種類につき 3,360 円
ク．その他事務費用（実習用ファイル、実習簿返送用レターパック等）が必要になります。

④教職課程に関する連絡について

教職課程に関する連絡や情報管理は、教職課程室の教員・職員が担当します。以下の方法で情報を配信しますので、必ず確認してください。

【全体連絡・情報配信】
・Google クラスルーム
・AAA
・教職課程室前の掲示板

【個別連絡】
・個別メール（大学から付与された学籍番号付きメールアドレス宛）
※必ず定期的にメールを確認してください。

教職課程の履修管理は、すべて学生個人の責任で行っていただきます。連絡や情報の確認漏れがないよう、細心の注意を払ってください。

教職課程室からの連絡に対して返信や必要な対応がない場合、教職課程の履修を辞退したものとみなします。その際、以降の連絡は行いませんのでご注意ください。

3. 教育実習

（1）教育実習についての基本的留意事項

教育職員免許法に基づき、免許を取得するためには教育実習を行う必要があります。

教育実習は、実習校での正規の教育活動の中で行われます。 実習生であっても、実習校の教員として、自覚と責任を持って参加し、実習校の教育目標を理解し、校則、規律等を守り、勤務時間内だけでなく、実習期間全体を通して教育活動に専念しなければなりません。

教育実習は、大学と実習校および所管の教育委員会の間で所定の手続き等を行い、厳密なルールのもとに実施されています。したがって、実習を予定している学生は、大学および実習校との間で一定の手続きが必要です。 実習生個々の不注意や、安易な対応があれば実習校に多大な迷惑がかかり、また今後の教育実習について重大な支障が生じることがありますので注意してください。

なお、内諾後に自己都合により実習を辞退した場合、それ以降の本学での教育実習履修を原則認めません。

（2）参加資格

①3回生以上であること。
②介護等体験と同年度での参加でないこと。
③前年度に教育実習参加の申し込み手続きを漏れなく行っていること。
④前年度1月末までにはしかの抗体証明書を提出していること（『5. はしかの抗体検査と予防接種』参照）。
⑤前年度までに以下の科目単位を修得していること。（教育実習先修科目）

学部	実習教科	科目名
美術	中学校美術 高等学校美術 高等学校工芸	・教育の課程と方法 ・教員の職務論 ・生徒・進路指導論 ・美術科教育法Ⅰ ・工芸科教育法Ⅰ　} 取得希望免許に対応する1科目 ・美術科教育法Ａ ・美術科教育法Ⅱ ・工芸科教育法Ⅱ　} 取得希望免許に対応する1科目 ・教育心理学 ・教育相談の基礎と方法 ・教育原理 ・教育行政学　} ４科目の中から２科目以上
音楽	中学校音楽 高等学校音楽	・教員の職務論 ・生徒・進路指導論 ・教育課程論 ・音楽科教育法Ⅰ ・音楽科教育法Ⅱ ・教育心理学 ・教育相談の基礎と方法 ・教育原理 ・教育行政学　} ４科目の中から２科目以上

※科目等履修を希望する場合
①教育実習履修を希望する前年度に「事前事後指導」を聴講、実習年度に登録することが必須。
過去、事前事後指導の単位を修得済みの場合も前年度および実習年度の聴講は必須とする。
②教育実習履修を希望する前年度の４月初旬に実施される申込説明会に必ず参加すること。
③教育実習の履修年度に健康診断の受診、賠償責任保険への加入、はしかの抗体証明書提出が必要。

(3) 申し込み方法

教育実習を行う前年度の４月初旬に開催される「教育実習申込説明会」に参加し、それ以降の手続きを漏れなく行う必要があります。説明会の開催案内は『教職課程履修者全体クラスルーム』にて２月～3月頃行う予定です。 説明会に参加していない場合は翌年度の実習には参加できません。

教育実習は厳密なルールのもとに、大学、実習校および所管の教育委員会の間で所定の手続きを行うことによって実施される制度です。教育実習に参加する前年度当初から、説明会等に必ず出席して手続きに遺漏のないようにしてください。

(4) 実習校について

原則として実習希望者の出身校に実習を依頼します。あらかじめ前年度中に学校の内諾を得ることが必要です（地域によっては内諾を得るのに特別な手続きがあります。詳細は教育実習申込説明会で説明します）。

内諾の後に大学と実習校との間で依頼等諸手続きを開始します。

また、中学校・高等学校両方の免許を取得希望の場合は、基本的には出身中学校へ3週間の実習を依頼する形となります。

(5) 実習時期および期間

①実習時期　実習校の指示に従うこと。学生個人の希望は認められない。（例年5～6月、または9～10月が多い。）
②実習期間　中学校免許状取得：3週間以上
　　高等学校免許状取得：2週間以上（実習校の指示に従うこと。）

(6) 教育実習に関する科目

教育実習に参加する当該年度前期に以下の科目を履修登録する必要があります。

①事前事後指導（1単位）
②教育実習Ⅰ（2単位）
③教育実習Ⅱ（2単位）※実習期間が3週間以上の場合のみ

(7) 実習謝礼金

教育実習に際して、教育実習謝礼金の支払いが必要になる場合があります。要・不要、金額、支払い方法については実習先により異なります。詳細は事前事後指導などで説明します。

(8) 教育実習の辞退および実習校・実習期間の変更

教育実習の申し込みをした場合は、大学がやむを得ないと判断する場合を除き、いかなる理由が生じても、教育実習の辞退および実習校・実習期間の変更は一切認めません。個人的な理由（アルバイトや演奏活動、作品発表等）は一切考慮しません。ただし、実習前年度までに取得すべき単位を修得できなかった場合等、資格審査の結果、無資格者となった場合には辞退となります。

◆申込説明会～教育実習終了後までの流れ【参考】

実習前年度	４月初旬	教育実習申込説明会
	４月～ ９月	申し込み期間 (出身校訪問、実習依頼、内諾書の受け取り)
	10 月末	「教育実習生登録票」提出〆切
実習年度	４月	事前指導
	５月～ 11 月頃	教育実習
		[実習終了後]教育実習簿・事後レポート等の提出
		事後指導

4. 介護等体験

(1) 介護等体験についての基本的留意事項

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小学校、中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間の「介護等体験」が義務付けられています。体験の内容は、特別支援学校および社会福祉施設等で、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等です。

介護等体験は、特別支援学校や社会福祉施設等の全面的な協力の下で、正規の教育活動中や福祉活動中において行われます。「体験」といえども、指導や活動に当たられている教員や職員の方々と同様に、自覚と責任をもって参加し、体験を行う学校や施設の規則や規律を守り、誠意と熱意をもって専念しなければなりません。

遅刻、欠勤、体験者個々の不注意、不用意な言動や安易な対応（手続きの不備含む）があれば、ただちに体験資格を失うことになりますので、慎重に対処してください。

なお、自己都合により体験を辞退した場合、それ以降の本学での介護等体験参加を原則認めません。

(2) 参加資格

①中学校教諭一種免許状取得希望者
②教育実習と同年度での参加でないこと。
③前年度～体験参加までに必要な手続きを漏れなく行っていること。
④前年度1月末までにはしかの抗体証明書を提出していること（『5. はしかの抗体検査と予防接種』参照）。
⑤体験参加年度前期に「介護等体験（単位付与なし）」を履修登録すること。

※科目等履修生が参加を希望する場合
①介護等体験を希望する前年度に「特別支援教育論」、体験年度に「事前事後指導」を履修することが必須。
過去、「特別支援教育論」および「事前事後指導」の単位を修得済みの場合も聴講は必須とする。
②介護等体験を希望する前年度の9月下旬～10月初旬に実施される申込説明会に必ず参加すること。
③介護等体験実施年度に健康診断の受診、賠償責任保険への加入、はしかの抗体証明書提出が必要。

(3) 申し込み方法

介護等体験を実施する前年度の9月下旬～10月初旬に開催される「介護等体験申込説明会」に参加し、それ以降の手続きを漏れなく行う必要があります。説明会の開催案内は『教職課程履修者全体クラスルーム』にて夏休み頃行う予定です。 説明会に参加していない場合は翌年度の介護等体験には参加できません。

介護等体験は厳密なルールのもとに、大学と教育委員会や社会福祉協議会との間で、所定の手続きや調整を行いながら実施することになります。

特別支援学校と社会福祉施設等では申し込み方法が異なり、手続きも煩雑になるので、説明会等に必ず出席して手続きに遺漏のないようにしてください。

(4) 申し込み先都道府県

体験を申し込む都道府県は、原則として以下の表の通りです。

申し込み方法や時期は、体験を実施する学校・施設および都道府県により異なるため、すべて自己責任のもと、管理をしてください。

実家のあるところ	特別支援学校（2日間）	社会福祉施設（5日間）
関西2府4県	実家のある各府県 ※大阪府の学生は大阪府教委の方針により例外的に京都府に申込み	実家のある各府県
その他の都道県	京都府	京都府

(5) 体験時期および日数

①体験時期　教育委員会、社会福祉協議会の調整により決定。学生個人の希望は認められない。
②体験日数　特別支援学校2日間 ＋ 社会福祉施設等5日間 ＝ 計7日間

(6) 体験費用

社会福祉施設等での体験では、費用がかかることがほとんどです。金額は都道府県により異なります。詳細は申し込み手続きの中で説明します。

(7) 介護等体験の辞退および体験先・体験日程の変更

介護等体験の申し込みをした場合は、大学がやむを得ないと判断する場合を除き、いかなる理由が生じても、介護等体験の辞退および体験先・体験日程の変更は一切認めません。個人的な理由（アルバイトや演奏活動、作品発表等）は一切考慮しません。

(8) 介護等体験を免除される者

『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』に基づき、以下の①～③のいずれかを満たす者は介護等体験を免除されます。該当者は教職課程室に申告してください。その他の特例に該当する可能性がある場合は個別にお問い合わせください。

①1998 年4月1日以前に大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校または中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者
②介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部科学省令で定める者
　ア．保健師の免許を受けている者
　イ．助産師の免許を受けている者
　ウ．看護師の免許を受けている者
　エ．准看護師の免許を受けている者
　オ．特別支援学校の教員の免許を受けている者
　カ．理学療法士の免許を受けている者
　キ．作業療法士の免許を受けている者
　ク．社会福祉士の資格を有する者
　ケ．介護福祉士の資格を有する者
　コ．義肢装具士の免許を受けている者
③身体上の障がいにより介護等体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者
　身体障害者福祉法の規定により交付された身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級である者として記載されている者

◆申込説明会～証明書の提出までの流れ

実施前年度	9月下旬～10月初旬	介護等体験申込説明会
	10月中旬～ [順次]	教職課程室への申し込み手続き ※ 体験を実施する都道府県により申し込み時期・方法が異なる。 ※ 体験期日・場所は決まり次第、個別に連絡される。 決定時期についても都道府県により異なる。
実施年度	4月初旬	介護等体験事前指導 ※ [必要な学生のみ] 腸内細菌検査等（指定された時期）
	5月中旬～ [順次]	学校・福祉施設での介護等体験
		終了次第、証明書と「実施の記録」を提出

5．はしか（麻疹）の抗体検査と予防接種

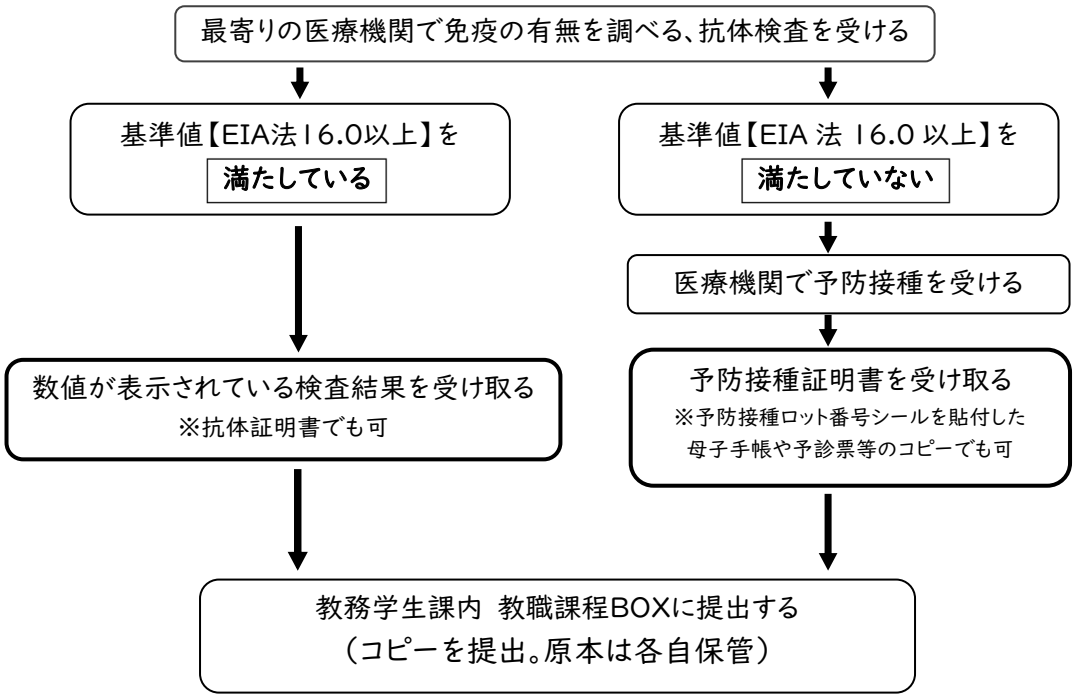
教育実習または介護等体験を希望する学生は、**実習または体験の前年度１月末までに、はしかの免疫の有無を確認するための抗体検査または予防接種を必ず受けてください。そのうえで、抗体証明書または予防接種証明書を教職課程 BOX に提出**する必要があります。

※ 未提出の学生は教育実習・介護等体験に行くことはできません。
※ 幼い頃に受けた予防接種記録は証明になりません。
※ 教育実習と介護等体験の両方を希望している場合は、１枚の証明書で兼用できます。

はしか（**麻疹**）にかかったことが**ある・ない**にかかわらず

全員まず【EIA法（IgG）】による抗体検査を受けること。

（病院の方針でEIA法による検査を実施していない場合は、研究室に相談すること。）



◆予防接種を行っている医療機関：京都府医師会のホームページで検索することができる。
http://www.kyoto.med.or.jp/service/vaccination.shtml
必ず事前に電話で確認すること。京都府以外は最寄りの医療機関・保健所でたずねること。
◆検査には約2週間から1ヶ月かかる。
◆費用は目安として抗体検査が約5,000円～7,000円、さらに予防接種が約7,000円～12,000円。
（注）医療機関によって金額が異なるため、詳細については各自で事前に問い合わせをすること。
◆はしかの単体ワクチンは数が少ないので、風疹との混合ワクチンの接種でも構わない。
◆はしか、予防接種についてわからないことがあれば保健室に相談すること。

6. 他大学に在籍していた学生および休学者・留学者の教職課程の履修

(1) 本学入学前に他大学に在籍していた学生

本学入学前に教員免許状取得に必要な単位を他大学において修得した学生は、当該大学にて「学力に関する証明書」の発行を依頼し、発行された「学力に関する証明書」を持参のうえ、教職課程室で履修指導を受けてください。

他大学で修得済みの単位であっても、本学の規則により、再修得が必要となる場合があります。

(2) 休学または留学をする学生

教職課程を履修している学生が休学または留学をする場合は、必ず教職課程室に申し出て、今後の手続きや履修等について相談してください。休学中に介護等体験や教育実習を行うことはできないので、既に申し込み手続き・内諾依頼等を済ませている者は、取り消し(辞退)の手続きを取ってください。

ただし、自己都合により教育実習等を辞退した場合、その後の再申し込みができない場合もあるので留意してください。

7. 専修免許状(大学院教職課程)

(1) 専修免許状とは

専修免許状とは修士の学位を有する(もしくは、大学院に1年以上在学し、30 単位以上を修得した者)とともに一種免許状を現に有し、または、一種免許状を取得するのに必要な全単位を修得していることを前提として授与される、より上級の免許状です。

(2) 専修免許状の取得方法

①大学(本学・他大学問わず)の学部卒業時に一種免許状を取得した場合

学部で取得した一種免許状の教科と大学院修士課程(研究科)で取得可能な専修免許状の教科が同じ場合、大学院修士課程において、自専攻の開講科目を 24 単位以上修得することで、専修免許状を取得することができます。

学部で取得した一種免許状の教科と研究科で取得可能な専修免許状の教科が異なる場合、専修免許状を取得することはできません。研究科ごとの取得可能な免許状の詳細については、「1.教育職員免許状の概要」の「(2)本学にて取得できる教育職員免許状の種類」を確認してください。

②大学(本学・他大学問わず)の学部卒業時に一種免許状を取得していない場合

大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を修得し、かつ在籍する研究科での自専攻開講科目 24 単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。

この場合の科目の履修については、本学学部出身者は成績証明書を、他大学出身者は出身大学で交付を受けた「学力に関する証明書」を教職課程室に持参し、必ず履修指導を受けてください。

また、大学院在学中に教育実習・介護等体験への参加を希望する場合も、教職課程室に早めにご相談ください。

なお、学部での履修状況によっては大学院修了時に免許状の取得ができない場合があります。

8. 教職課程室

教職課程に関する連絡や情報管理は、教職課程室の教員・職員が担当します。教職に関する質問・相談等がある場合、教職課程室まで連絡してください。

窓　　口 ： 教職課程室
場　　所 ： C 地区 D 棟 I 階
閉　　室 ： 土曜日、日曜日、祝日、その他大学指定の休日
電話番号 ： 075-585-2063
メ ー ル ： kyoshoku@kcua.ac.jp

※原則アポイント制 ： 教職課程室訪問の際はメールで事前にアポイントを取ること。

